

紛争処理パネル裁定 株式会社 NTT ドコモ 対 小山守生/Okuda Keiji 事件番号 D2024-2259

1. 紛争当事者

申立人は、株式会社 NTT ドコモであり、その住所地は日本である。申立人の代理人は、網野国際商標特許事務所であり、その住所地は日本である。

被申立人は、小山守生/Okuda Keiji であり、その住所地は日本国である。

2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名（以下「本件ドメイン名」という。）：**<docomo-honolulu.com>**
本件ドメイン名の登録機関：Nakazawa Trading Co., Ltd.

3. 手続の経過

本件申立書は、2024年5月31日に WIPO 仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは 2024年6月3日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関 Nakazawa Trading Co., Ltd. に要請した。2024年6月10日に Nakazawa Trading Co., Ltd. はメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ 2024年6月10日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正することができると案内された。申立人は申立書の補正書を 2024年6月14日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」）、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」）および WIPO 統一ドメイン名紛争処理方針補則（以下、「補則」）における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2024年6月17日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は 2024年7月7日であった。被申立人は、期日までに答弁書を提出しなかった。したがって、センターは、2024年7月8日に被申立人の懈怠を通知した。

センターは、近藤恵嗣を単独のパネリストとして本件について 2022年7月15日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第7条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

4. 背景となる事実

申立人は、日本国内に本社を置く、移動体通信事業者である。申立人は、移動体通信事業者のサービスブランドとしての「DOCOMO」を使用している。申立人は、1991年にエヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社としてスタートし、1992年より通信事業のブランドとして「NTTDoCoMo」の使用を開始、2000年には株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ商号を変更、2008年にはコーポレートブランドロゴを「NTT DoCoMo」から「NTT docomo」に変更、2013年には現在の株式会社 NTT ドコモに商号を変更している。1992年より現在に至るまで30年以上、商号やコーポレートブランドロゴに一貫して「DOCOMO」「DoCoMo」「docomo」または「ドコモ」の表示を使用している。

申立人の携帯電話サービス契約数は本件ドメイン名の登録時である2015年度時点で約7096万件、そのシェアは45.3%であり、2022年度においては携帯電話サービス契約数約8749万件、シェア43.1%となっている。また、申立人の2015年度の営業収益は約4兆5270億円、ドコモグループとしての2022年度の営業収益は約6兆590億円となっている。

申立人は、日本電信電話株式会社（以下、「NTT」）の完全子会社であり、NTTは、「DOCOMO」の文字からなる登録第5213789号（以下「申立人商標」）を保有しており、申立人は申立人商標の専用使用者である。申立人商標は、第38類「移動体電話による通信」を含む13の区分にわたって幅広い商品・役務を指定する商標権である。

申立人は、2005年10月5日から2015年10月5日まで、本件ドメイン名と同一のドメイン名を保有しており、遅くとも2006年12月5日からホノルルマラソンのランナー応援サイトとして当該ドメイン名の使用を開始し、少なくとも2014年1月2日まではホノルルマラソンのモバイルサイトのドメイン名として使用していた。

本件ドメイン名は、2015年12月22日に登録され、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」というウェブサイトのドメイン名として使用されている。

5. 当事者の主張

A. 申立人

本件ドメイン名は「docomo-honolulu.com」であるところ、「.com」の部分は商用向けを意味するジェネリックトップレベルドメインであって登録に際して標準的に求められるものであり、識別力を有していない。セカンドレベルドメインは「docomo-honolulu」であるところ、これは「docomo」と「honolulu」を「-」（ハイフン）で結合した構成からなることが容易に理解できるものであり、申立人商標と全く同じ文字列である「docomo」をその構成の一部に含む。セカンドレベルドメインの構成中「honolulu」の部分は、米国ハワイ州の州都である「ホノルル」を英語表記したものと容易に理解できる。この「honolulu」部分は地名に過ぎないことから、当該部分は識別力が非常に弱く、セカンドレベルドメインの構成において識別力を強く発揮するのは企業名の部分、すなわち本件ドメイン名でいうところの「docomo」部分と考えるのが自然である。さらに、申立人商標は申立人を表す表示として著名なものであることから、本件ドメイン名の構成中「docomo」の部分は強い識別力を有する。そうすると、本件ドメイン名の構成中、強い識別力を発揮する「docomo」の部分が要部と認識され、この要部は申立人商標等と同一の文字列であることから、申立人商標等と本件ドメイン名は明らかに類似する。以上のとおり、本件ドメイン名は、申立人商標と混同を引き起こすほど類似している。

被申立人である本件ドメイン名の登録者は、登録機関から受領した登録者情報にある「小山守生/Okuda Keiji」であるところ、当該被申立人の氏名と本件ドメイン名は一致しない。また、申立人が被申立人に申立人商標の使用を許諾した事実は存在しない。なお、NTTおよび申立人以外に「docomo」に関する登録商標を保有している者がいる事実はない。そして、以下に示すとおり、処理方針第4条(c)項(i)、(ii)および(iii)のいずれにも該当しない。申立人が調べる範囲において、申立人以外の者が、善意による商品または役務（サービス）の提供を行うために、本件ドメイン名もしくはこれに対応する名称を使用していたという証拠は存在せず、また、使用のための明白な準備をしていたという証拠も存在しなかった。

なお、申立人は、2005年10月5日から2015年10月5日まで本件ドメイン名を保有しており、遅くとも2006年12月5日からホノルルマラソンのランナー応援サイトとして当該ドメイン名の使用を開始し、少なくとも2014年1月2日まではホノルルマラソンのモバイルサイトのドメイン名として使用していた。被申立人が上記事実を知らずに本件ドメイン名を登録したとは考えられない。

本件ドメイン名にアクセスすると、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」というウェブサイト（以下、「本ウェブサイト」）に繋がる。本ウェブサイトでは、上部でホノルルマラソンの紹介と歴代の優勝者の情報を掲載しており、下部で約20年前のハワイ・ホノルルや携帯電話サービスに関する記事と思われるものを掲載し、最下部において「東京マラソン」「フォトクリエイト」「ハワイのブローバンド事業」に関する情報と思われるものが掲載されている。そして、その最下部において、「スナップアップ投資顧問」や「株オンライン 評判」等の複数のリンクを掲載している。このリンク先である「スナップアップ投資顧問」や「株オンライン 評判」を見てみると、これらは投資関連のウェブサイトに移移する。遷移先のウェブサイトは、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」とは全く関係はない。したがって、申立人商標と混同を引き起こすほど類似している本件ドメイン名を使用することにより、申立人の著名性にフリーライドし、申立人と何らかの関係のあるウェブサイトと誤認させることに乗じて、リンク先である「スナップアップ投資顧問」や「株オンライン」に誘導し、何らかの商業的な利益を得ようとする意図を強く推認できる。本件ドメイン名の使用は、「正当な非商業的使用」または「公正な使用」ということはできない。したがって、被申立人は本件ドメイン名について権利または正当な利益を有していない。

申立人の名称やサービスブランドである「**DOCOMO**」が著名であることなどを考慮すると、本件ドメイン名の登録時に被申立人が申立人商標を知らなかったはずがなく、これを知っていた上で、本件ドメイン名を登録したことが容易に推認できる。被申立人は本件ドメイン名の中に、申立人商標が含まれていたからこそ、これにフリーライドできることを期待して本件ドメイン名を取得したことが強く推認できる。したがって、本件ドメイン名が不正の目的で登録されたことは明らかである。

また、本件ドメイン名は、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」というウェブサイトのドメイン名として使用されており、被申立人は、申立人の運営するウェブサイトと誤認して訪れた消費者を本ウェブサイトへ誘引し、何らかの商業的利益を得るための手段として本件ドメイン名を使用している意図が強く推認できる。したがって、本件ドメイン名が不正の目的で使用されていることは明らかである。

申立人は、処理方針第4条(i)項に従い、本件紛争処理手続において指名される紛争処理パネルに対して、本件ドメイン名< docomo-honolulu.com >を申立人に移転する裁定を下すことを求める。

B. 被申立人

被申立人は、申立人の主張に対して、応答しなかった。

6. 審理および事実認定

A. 同一または混同を引き起こすほどに類似しており

第1の要件は、申立人適格を認めるための要件である。これは、確立された原則である。そして、通常人が、審理対象のドメイン名の中に申立人商標を容易に認識できる場合には、この要件は充足される。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition (「[WIPO 概観 第3版](#)」)、第1.7節参照。

本件ドメイン名は、申立人商標と周知の都市名であるホノルル (honolulu) をハイフンで結合し、ジェネリックトップレベルドメインの一つである「.com」を付加したものである。したがって、通常人が本件ドメイン名の中に申立人商標を認識することは極めて容易である。よって、第1の要件は充足されている。WIPO 概観第3版、第1.8及び1.11.1節参照。

B. 権利または正当な利益を有しておらず

被申立人の氏名は、「小山守生/Okuda Keiji」と表記されている。これは、常識的にみて、2名の氏名を漢字とローマ字で連記したものと認められる。いずれの氏名も、申立人商標の「DOCOMO」と何らの類似性も共通性も有していない。したがって、被申立人は、DOCOMOの名称によって一般に知られていたとは認められない。

また、申立人は、被申立人に対して、申立人商標をドメイン名として、又はその一部として使用することを許諾したことはないと主張している。この申立人の主張に不自然な点はない。処理方針によれば、全ての要件に関する立証責任は申立人にあるが、本件において、被申立人は、許諾の事実があるならば、その立証は極めて容易であるはずであるにもかかわらず、申立人の主張に対して何らの反論をしていない。したがって、申立人は、申立人商標をドメイン名として、又はその一部として使用することを被申立人に許諾したことはないことについて、反論不能な程度に立証したものと認められる。WIPO 概観 第3版、第2.1節参照。

本件ドメイン名は、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」というウェブサイト（以下「被申立人サイト」という。）のドメイン名として使用されている。しかし、被申立人サイトにおいて、善意に基づいて、被申立人が商品又はサービスの提供を申し出ていることを認めるに足りる内容は存在しない。したがって、善意に基づく商業的使用は認められない。

また、同ウェブサイトには、ホノルルマラソンの過去の優勝者の氏名、タイムなどが記載されているものの、以下の理由により、本件ドメイン名の使用は、正当な非商業的使用又は公正な使用とは認められない。

第1に、上記ウェブサイトに掲載されている記事には、申立人が提供していた携帯電話による情報サービスに関するものも含まれているが、その内容は、2005年の事実を、現在又は将来の事実であるかのような文体で記載しているもので、申立人に関する情報を善意で伝達する目的を有するとは認められない。第2に、記事の中には、申立人の競合会社が提供するサービスに関する記載もあり、ドメイン名に申立人商標を含める必然性は認められない。

以上の理由により、本件ドメイン名について、被申立人が権利又は正当な利益を有するとは認められない。第2の要件も充足されている。

C. ドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること

申立人商標は、辞書的な意味を有する名詞ではなく、人名又は地名として一般に知られている固有名詞でもない。申立人のウェブサイトによれば、「Do Communication Over the Mobile Network」の頭文字から得た造語であるとされている。その上、申立人商標は、日本国内で著名である。さらに、申立人は、かつて、本件ドメイン名と同一のドメイン名を用いて、「JAL ホノルルマラソン オフィシャルモバイル ドコモ・ランナー応援サイト」を保有し、別の時期には、「ドコモ マラソン Navi」という名称のサイトを保有していた。後者のサイトには、「NTT ドコモは JAL ホノルルマラソン 2013 のオフィシャルコントリビューティングスポンサーです。」という記載も存在した。そして、被申立人サイトは、「ホノルルマラソンの歴代の優勝者」という名称である。

以上の事実によれば、被申立人は、本件ドメイン名を使用することによって、本件ドメイン名の登録者が申立人又はその関係組織であるという誤認を生ずることを承知の上で、あえて本件ドメイン名を登録したものと認められる。以下に述べるとおり、被申立人が本件ドメイン名を登録し、これを使用している目的は、インターネット利用者を被申立人サイトに誘導し、被申立人サイト内のリンクをクリックさせて、投資顧問サービスの紹介サイトに誘導して、有料の投資顧問サービスを利用させるなどの方法で商業的な利益を得ることにあつたと認められる。WIPO 概観 第3版、第3.2.2節参照。

被申立人サイトの構成は、ホノルルマラソンの歴代優勝者の氏名等のリストに続いて、海外における携帯電話の利用に関する記事があり、さらに、その後、一見するとホノルルマラソンと関連するかのような短文、例えば、「アシックスは『東京マラソン』以外にも各国のマラソン大会のオフィシャルスポンサーを務めた実績がある。ブランド力も高い。」という短文が続いている。そして、この短文の末尾には、「スナップアップ投資顧問」という文字列があり、この文字列が別のウェブサイトへのリンクになっている。他の例では、「株オンライン評判」という文字列がリンクになっている。これらのリンクをクリックすると、

「(株価の)高騰を予想し、的中させた具体例」や、「推奨後に値上りした事例」の記載がある投資顧問の紹介ページに移動する。これらの紹介ページに誘導されたインターネット使用者の何人かが投資顧問を依頼することにより、投資顧問会社は利益を得ることになり、同時に、被申立人も何らかの金銭的利益を得る仕組みが存在することは、経験則上、容易に認められる。

以上の理由により、本件ドメイン名は、悪意で登録かつ使用されていることが認められる。第3の要件も充足されている。

7. 裁定

以上の理由により、処理方針第4条(i)項および手続規則第15条に従い、紛争処理パネルは本件ドメイン名 <docomo-honolulu.com>を申立人へ移転することを命じる。

/近藤惠嗣/

近藤惠嗣

パネリスト

日付: 2024年7月29日